平成３０年（フ）第１０号
京都府綾部市栗町平田31番地
債務者　本田ミチ子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成３０年（フ）第２４８号
堺市北区金岡町704番地２　エバーグリーン金岡６号館811号室
債務者　辻村　孝昭
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３３１号
堺市北区金岡町1100番地18
債務者　奥田　加代
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５１５号
堺市南区新檜尾台３丁３番１―207号、前住所大阪府大阪狭山市池之原４丁目18番地の14（807号）
債務者　足立　　満
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
北海道美唄市大通西１条南７丁目１番10号
債務者　遠藤　　彰
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第３８号
北海道岩見沢市栗沢町最上12番地22　ＩＲＯＨＡ緑６号
債務者　河端　富雄
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第７７号
北海道帯広市新町東７丁目16番地　パレットハイツＢ号
債務者　渡辺　竜司
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成３０年（フ）第１９６５号
大阪府八尾市田井中３丁目94番地の２　アクティ金田305号、前住所大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅６―903号
債務者　髙橋裕美子（旧姓外山）
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９６６号
大阪市北区長柄中２丁目６番16―606号
債務者　松岡弘貴こと　鄭　　弘貴
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０１６号
大阪市東淀川区豊里３丁目２番７号　ココチフォレストｒｓ　503号
債務者　髙井　慶輔
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１９０号
大阪府寝屋川市初町10番26号（231号）
債務者　坂本　一樹
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２０５号
大阪市旭区大宮５丁目12番21―1409号　文方、前住所相模原市南区相武台団地１丁目１番２―34号
債務者　阿部明子こと　文　　明香
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２７８号
大阪府枚方市香里ケ丘４丁目４番地（16―1009）
債務者　藤倉　敏信
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２８４号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目３番３号
債務者　西川　　梢
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３２７号
大阪市生野区巽北１丁目２番10号コーポ有楽Ⅱ　301
債務者　原　　卓也
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３４８号
大阪市此花区伝法１丁目４番１―415号
債務者　濵口　幾子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部